

子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関(公的第三者機関)一覧:救済機関設置順

No.	制定自治体	公布日	施行日	救済条項施行日	条例名称	条例施行規則	子どもの相談・救済条項に基づく委員・機関	相談・調査の専門職
1	兵庫県川西市	1998年12月22日	1999年3月23日	1999年6月1日	川西市子どもの人権オンズバーソン条例	川西市子どもの人権オンズバーソン条例施行規則	川西市子どもの人権オンズバーソン(3人以上5人以下、任期2年)	調査相談専門員
2	神奈川県川崎市	2001年6月29日	2002年4月1日	2002年5月1日	川崎市人権オンズバーソン条例	川崎市人権オンズバーソン条例施行規則	川崎市人権オンズバーソン(2人、任期3年)、(子ども専用電話:子どもあんしんダイヤル)	専門調査員
3	埼玉県	2002年3月29日	2002年11月1日	2002年8月1日	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例施行規則	埼玉県子どもの権利擁護委員会(子どもスマイルネット)、委員(3人、任期2年)	調査専門員
4	岐阜県多治見市	2003年9月25日	2004年1月1日	2004年1月1日	多治見市子どもの権利に関する条例	多治見市子どもの権利に関する条例施行規則	多治見市子どもの権利擁護委員(3人以内、任期3年)、多治見市子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート)	子どもの権利相談員
5	秋田県	2006年9月29日	2006年9月29日	2006年9月29日	秋田県子ども・子育て支援条例		秋田県子どもの権利擁護委員会、委員(3人以内、任期2年)	
6	福岡県志免町	2006年12月20日	2007年4月1日	2007年4月1日	志免町子どもの権利条例	志免町子どもの権利条例施行規則	志免町子どもの権利救済委員(3人、任期3年)、(スキッズ(SK2S)子どもの権利相談室)	子どもの権利相談員
7	東京都目黒区	2005年12月1日	2005年12月1日	2008年1月9日	目黒区子ども条例		目黒区子どもの権利擁護委員(3人以内、任期2年)、めぐろ はあとねっと(子どもの悩み相談室)	相談員(子ども条例上の規定なし)
8	愛知県豊田市	2007年10月9日	2007年10月9日	2008年10月1日	豊田市子ども条例	豊田市子ども規則	豊田市子どもの権利擁護委員(3人以内、任期2年)、とよた子どもの権利相談室(子どもスマイルダイヤル)	豊田市子どもの権利相談員
9	三重県名張市	2006年3月16日	2007年1月1日	2008年11月25日	名張市子ども条例	名張市子どもの権利救済委員会規則	名張市子どもの権利救済委員会、委員(3人以内、任期2年)、名張市子ども相談室	子どもの権利に関する専門的な知識を有する相談指導業務に従事する職員(子ども相談員)
10	北海道札幌市	2008年11月7日	2009年4月1日	2009年4月1日	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例施行規則	札幌市子どもの権利救済委員(2人、任期3年)、札幌市子どもの権利救済機関(子どもアソシエーション)	調査員及び相談員
11	福岡県筑前町	2008年12月15日	2009年4月1日	2009年4月1日	筑前町子どもの権利条例	筑前町子どもの権利条例施行規則	筑前町子どもの権利救済委員会、救済委員(3人以内、任期3年)、こども未来センター	相談員
12	愛知県岩倉市	2008年12月18日	2009年1月1日	2009年4月1日	岩倉市子ども条例		岩倉市子どもの権利救済委員(3人以内、任期2年)	
13	東京都豊島区	2006年3月29日	2006年4月1日	2010年1月1日	豊島区子どもの権利に関する条例	豊島区子どもの権利擁護委員に関する規則	豊島区子どもの権利擁護委員(3人以内=規則で2名と規定、任期2年)	
14	愛知県日進市	2009年9月29日	2010年4月1日	2010年9月1日	日進市未来をつくる子ども条例	日進市未来をつくる子ども条例施行規則	日進市子どもの権利擁護委員(3人以内、任期3年)、子どもの相談窓口(もしもしニッシーダイヤル)	
15	福岡県筑紫野市	2010年3月30日	2011年4月1日	2011年4月1日	筑紫野市子ども条例	筑紫野市子ども条例施行規則	筑紫野市子どもの権利救済委員(3人以内、任期2年)	
16	愛知県幸田町	2010年12月22日	2011年4月1日	2011年4月1日	幸田町子どもの権利に関する条例	幸田町子どもの権利に関する条例施行規則	幸田町子どもの権利擁護委員会(3人以内、任期2年)	
17	福岡県宗像市	2012年3月31日	2012年4月1日	2013年4月1日	宗像市子ども基本条例	宗像市子ども基本条例施行規則	宗像市子どもの権利救済委員(3人以内、任期2年)、宗像市子ども相談センター(ハッピークローバー)	宗像市子どもの権利相談員
18	北海道北広島市	2012年6月28日	2012年12月1日	2013年4月1日	北広島市子どもの権利条例	北広島市子どもの権利条例施行規則	北広島市子どもの権利救済委員会、委員(3人、任期3年)	北広島市子どもの権利相談員
19	愛知県知立市	2012年9月28日	2012年10月1日	2013年4月1日	知立市子ども条例	知立市子ども規則	知立市子どもの権利擁護委員会(5人以内、任期2年)	
20	東京都世田谷区	2001年12月10日 2012年12月6日改正	2002年4月1日	2013年4月1日	世田谷区子ども条例	世田谷区子ども条例施行規則	世田谷区子ども人権擁護委員(3人以内、任期3年)、せたがやホット子どもサポート(せたがやホット)	相談・調査専門員
21	青森県青森市	2012年12月25日	2012年12月25日	2013年4月1日	青森市子どもの権利条例	青森市子どもの権利条例施行規則	青森市子どもの権利擁護委員(3人以内、任期3年)、青森市子どもの権利相談センター	調査相談専門員
22	長野県松本市	2013年3月15日	2013年4月1日	2013年6月24日	松本市子どもの権利に関する条例	松本市子どもの権利に関する条例施行規則	松本市子どもの権利擁護委員(3人以内、任期2年)、松本市子どもの権利相談室(こころの館)	調査相談員(1年以内、4人以内)
23	北海道士別市	2013年2月22日	2013年4月1日	2014年4月1日	士別市子どもの権利に関する条例	士別市子どもの権利救済に関する規則	子どもの権利救済委員会、委員(3人、任期3年)	
24	栃木県市貝町	2013年12月26日	2014年4月1日	2014年4月1日	市貝町子ども権利条例	市貝町子ども権利擁護委員会設置要綱	市貝町子ども権利擁護委員会(5人以内、任期2年)	
25	兵庫県宝塚市	2014年6月30日	2014年11月1日	2014年11月1日	宝塚市子どもの権利サポート委員会条例	宝塚市子どもの権利サポート委員会条例施行規則	宝塚市子どもの権利サポート委員(5人以内、任期2年)	子どもの権利サポート相談員
26	長野県	2014年7月10日	2014年7月10日	2015年4月1日	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則	長野県子ども支援委員会(5人以内、任期2年)	委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
27	栃木県那須塩原市	2014年3月26日	2014年4月1日	2015年7月31日	那須塩原市子どもの権利条例	那須塩原市子どもの権利条例施行規則	那須塩原市子どもの権利救済委員会(3人以内、任期2年)	
28	神奈川県相模原市	2015年3月20日	2015年4月1日	2015年10月1日	相模原市子どもの権利条例	相模原市子どもの権利条例施行規則	相模原市子どもの権利救済委員(3人以内、任期2年)、さがみはら子どもの権利相談室	相模原市子どもの権利相談員
29	三重県東員町	2015年6月19日	2015年6月19日		みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例		東員町子どもの権利擁護委員(6人以内、任期3年)	
30	北海道芽室町	2006年3月6日 2016年3月28日改正	2006年4月1日	2016年4月1日	芽室町子どもの権利に関する条例	芽室町子どもの権利委員会規則	芽室町子どもの権利委員会、委員(3人、任期3年)	
31	東京都国立市	2016年12月8日	2017年4月1日	2017年4月1日	国立市総合オンズマン条例	国立市総合オンズマン条例施行規則	国立市総合オンズマン(2人、任期3年)、※国立市総合オンズマンは、国立市子どもの人権オンズマンの職務を行うと規定している。	子ども相談員
32	福岡県川崎市	2017年12月14日	2018年4月1日	2018年4月1日	川崎市子どもの権利条例	川崎市子どもの権利条例施行規則	川崎市子どもの権利救済委員(3人以内、任期2年)	子どもの権利相談員
	岐阜県岐南町	2001年3月19日	2001年3月19日	不明(2001年4月) 2012年6月12日廃止	岐南町子どもの人権オンズバーソン条例		岐南町子どもの人権オンズバーソン	

子ども条例に基づく子どもの相談・救済組織・体制

北海道奈井江町	2002年3月26日	2002年4月1日		子どもの権利に関する条例	救済委員会	第16条 本条例は、子どもがいじめや虐待により子どもの権利を侵害するなどの不利益を被った場合は、適切に、迅速に対応し、救済を図るものである。 第2項は、本町の実態に即した具体的な救済組織として、救済委員会を設ける。
石川県白山市	2006年12月21日	2007年4月1日		白山市子どもの権利に関する条例	白山市子ども相談室ほっとルーム	第15条 市は、権利の侵害を防ぐため、関係機関及び関係団体と連携を密にするとともに、権利の侵害が、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、だれもが安心して相談し、救済を求めることができるよう、虐待等の予防に努め、権利の侵害から子どもを救済する体制を整備します。